

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません」の☐のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し(宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

〒983-8639 仙台市青葉区片平一丁目6番1号 仙台地方裁判所執行官室 ☎022-223-3845

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 28 日

仙台地方裁判所第 4 民事部

裁判所書記官 大 張 梓

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 17 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 11 月 24 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 26 日 午前 10 時 00 分 場 所 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 11 日 午後 3 時 00 分 場 所 仙台地方裁判所第 4 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	別紙物件目録中、☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 28 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	7, 882, 000 6, 305, 600	一括	1, 576, 400	38, 355	12, 420
1	5, 055, 000				
2	2, 827, 000				
	</				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 仙台市泉区北中山一丁目 |
| | 地 番 | 1 番 3 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 1 2 . 0 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 仙台市泉区北中山一丁目 1 番地 3 5 |
| | 家屋 番号 | 1 番 3 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 4 . 5 1 平方メートル
2 階 4 3 . 0 6 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 9月 1日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 工 藤 洋 志

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 仙台市泉区北中山一丁目 |
| | 地 番 | 1 番 3 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 212.06 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 仙台市泉区北中山一丁目 1 番地 3 5 |
| | 家屋 番号 | 1 番 3 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 44.51 平方メートル
2 階 43.06 平方メートル |



令和8年(ケ)第76号
令和8年6月5日受理
令和8年7月13日提出

現況調査報告書

仙台地方裁判所

執行官 鈴木元光 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 仙台市泉区北中山一丁目
 地 番 1 番 3 5
 地 目 宅地
 地 積 212.06 平方メートル

- 2 所 在 仙台市泉区北中山一丁目 1 番地 3 5
 家屋 番号 1 番 3 5
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 44.51 平方メートル
 2 階 43.06 平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	3枚目「その他の事項」記載のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者らが本建物を 住居(空き家) として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	3枚目「その他の事項」記載のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件1について

- 1 公図のとおり接する仙台市所有の101番公衆用道路は仙台市道「中山124号線」であり、建築基準法42条1項1号道路に指定されている。
- 2 敷地北東側に駐車スペースが存する。

■ 物件2について

- 1 何処も経年劣化が著しく、手入れも行き届いていないものの、10年ほど前には屋根と外壁を塗り直した。
- 2 室内には等しく生活用品が散乱している。
- 3 敷地南西端にスチール製物置（動産）が一基存する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	本物件は現在空き家ですが、令和7年9月迄は、私が独居していました。当時の生活用品が置いたままになっていますが、何れも不要品です。建物の劣化も進んでおり、敷地の植栽も伸び放題になっていますが、10年ほど前には屋根と外壁を塗り直していますし、折に触れて剪定も依頼していました。目下、並行して任意売却の手続も進めています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

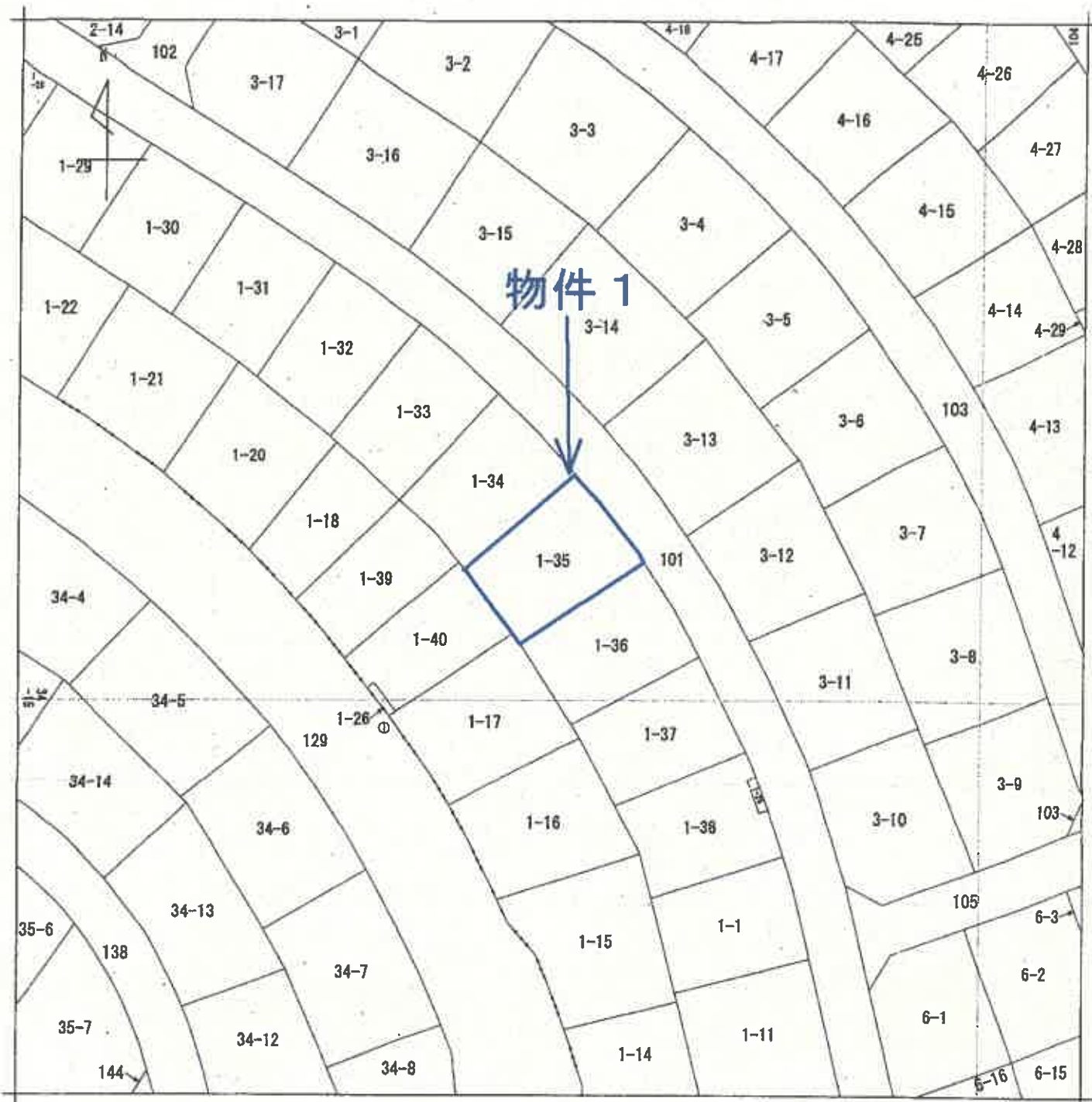
執行官の意見

- 1 本物件の所有者Aは、別に居を定めており、始めから空き家であることが予想された案件である。令和8年6月8日に本物件を確認したところ、門柱にAの姓が施された表札はあるものの、敷地内には雑草が繁茂し、ガス供給栓も閉塞されており、人が生活する外観は呈していない。また、門扉には不動産会社の内覧用と思しき鍵函が吊り下げられており、任意売却中であることも窺われた。
- 2 念の為、自治体からAの身分及び居住に関する資料を取り寄せたところ、以前はAは家族であるBと共に本物件に居住していることが窺われたが、平成30年6月から独居となり、令和7年9月から別所に居を構えていることも明らかになった。
- 3 現況調査日時を令和8年7月7日正午と定め、その旨Aに通知の上臨場したものの、玄関先の呼掛けに応答がなかったため、已むを得ず技術者の解錠させて入室調査を始めた時にAが調査場所に現れた。なお、解錠に先立ち郵便函を確認したところ、A宛ての配達物も確認されている。
- 4 物件の状況は、Aの陳述と符合している。以上の状況から、2枚目記載の通り認めた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年6月5日 (金) 13:00-13:10	仙台市役所資産課税課	物件2の平面図 (間取図) 請求 (6月12日郵送受領)
8年6月8日 (月) 13:00-13:20	物件所在地	物件確認, 写真撮影
8年6月8日 (月) 14:30-14:50	宮城野区役所戸籍住民課	Aの居住に関する資料受領
8年6月30日 (火) 13:30-13:45	仙台北務局塩竈支局	本物件及び周辺地の登記事項証明書受領
8年7月7日 (火) 12:00-12:40	物件所在地	立入調査, Aから本物件の占有状況等について聴取, 間取り確認, 写真撮影等, 評価人帯同
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和8年7月7日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人Cを立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり



請求部	所在	仙台市泉区北中山一丁目				地番	1番35			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和63年2月1日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

登記年月日：平成5年11月18日

各階平面図

1番35

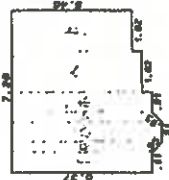
建物平面図

仙台市泉区北中山一丁目1番地35

物件2

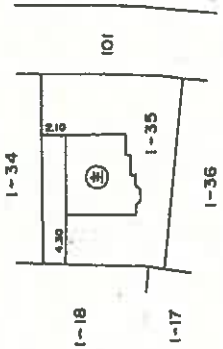
1 階 面積計算表

1	$0.910 \times 6.370 =$	5.785700
2	$0.455 \times$	
3	$(6.370 + 6.825) / 2 \times$	3.001882
4	$0.910 \times 6.825 =$	6.210750
5	$0.455 \times$	
6	$(6.825 + 6.370) / 2 \times$	3.001882
7	$0.910 \times 6.370 =$	5.785700
8	$1.820 \times 5.915 =$	10.785300
9	$1.820 \times 5.480 =$	9.937200
合計		44.510375
床面積		44.51 m ²



2 階 面積計算表

1	$3.84 \times 5.97 =$	23.1888
2	$3.84 \times 5.46 =$	19.6744
合計		43.0632
床面積		43.06 m ²



A4判に縮小

(不許複製)

作製者

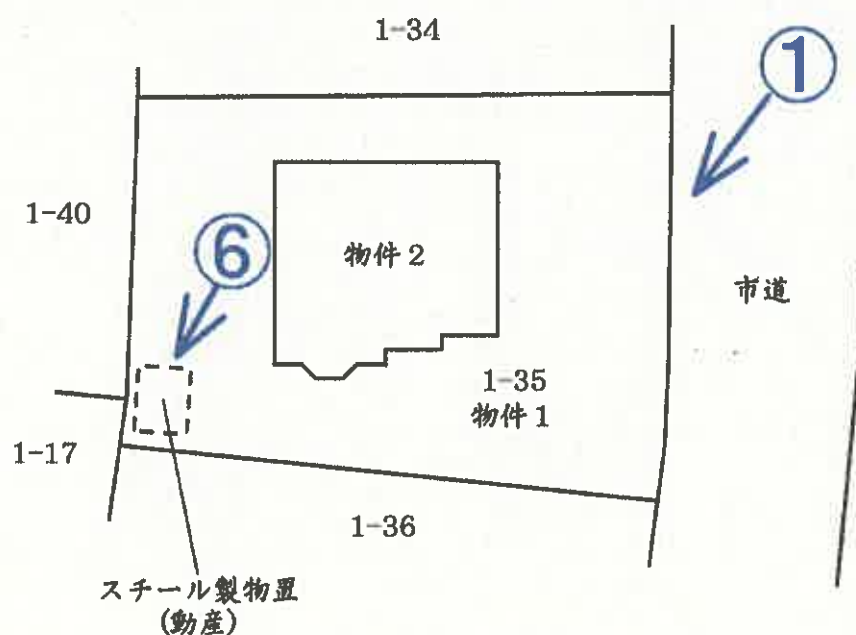
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(正副写)

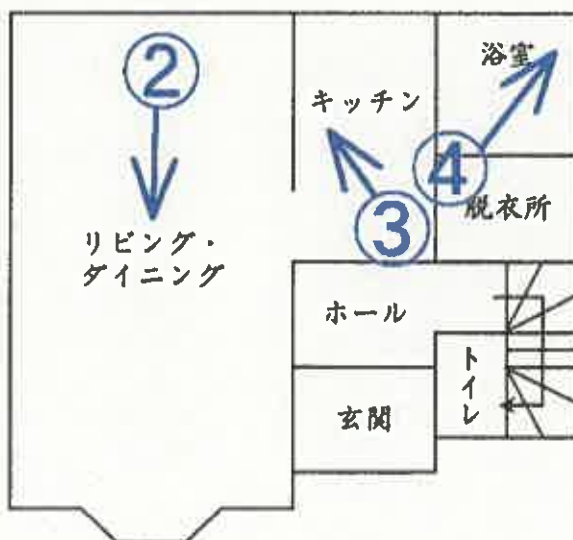
これは図面に記録されている内容を証明した図面である。



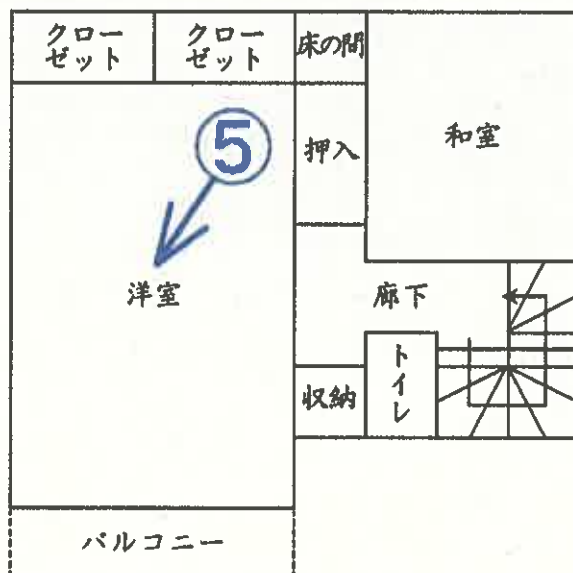
凡例 ♂写真 (撮影場所)
(9 枚目)



1階



2階



凡例

♂写真（撮影場所）
（ 10 枚目）

写真 1



写真 2

以下物件2内部の状況(写真2ないし5)



写真 3



写真 4



(12枚目)

写真 5



写真 6 スチール製物置(動産)



令和 8 年 (ケ) 第 76 号
令和 8 年 7 月 7 日 現地調査
令和 8 年 7 月 10 日 評 価

仙台地方裁判所 第 4 民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

宮 本 一 輝

第1 評価額

	一括価格
	金7,882,000円
	内訳価格
物件1（土地）	金5,055,000円
物件2（建物）	金2,827,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないのが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所家屋番 種類 構造 床面積		
番号	特 記 事 項		

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等

○物件1

位 置 ・ 交 通 (道路距離)	仙台市営地下鉄南北線「八乙女」駅の西方・道路距離約6.7km (別添『位置図』参照)														
付 近 の 状 況 (道路距離)	仙台市泉区郊外の丘陵部に造成された住宅地域で、地域内には戸建住宅等が区画整然と建ち並んでいる。街路は幅員約6mの舗装市道が標準的となっている。各公共施設等への接近性については以下のとおり。将来の動向としては、特に変動要因は認められず、現在の地域的特性を維持しつつ推移するものと予測する。 <table><tr><td>バス停「北中山一丁目」</td><td>約180m</td><td>泉区役所</td><td>約7.2km</td></tr><tr><td>南中山郵便局</td><td>約1.3km</td><td>市立北中山小学校</td><td>約500m</td></tr><tr><td>ヨークベニマル南中山店</td><td>約650m</td><td>市立南中山中学校</td><td>約1.3km</td></tr></table>			バス停「北中山一丁目」	約180m	泉区役所	約7.2km	南中山郵便局	約1.3km	市立北中山小学校	約500m	ヨークベニマル南中山店	約650m	市立南中山中学校	約1.3km
バス停「北中山一丁目」	約180m	泉区役所	約7.2km												
南中山郵便局	約1.3km	市立北中山小学校	約500m												
ヨークベニマル南中山店	約650m	市立南中山中学校	約1.3km												
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第二種低層住居専用地域 指定50% 指定80% なし 第一種高度地区 立地適正化計画「居住誘導区域」 景観計画「郊外住宅地ゾーン」 屋外広告物条例「禁止地域」 宅地造成及び特定盛土等規制法「宅地造成等工事規制区域」													
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 地 勢 街路接面状況 そ の 他	212.06㎡ 約13m・約17m ほぼ長方形 駐車スペース部分と建物の敷地部分との間に0.7m程度の段差が認められるほかは概ね平坦 中間画地 なし													
接面道路の状況	北東側で幅員約6mの舗装市道に等高に接面 (建築基準法42条1項1号道路)														
土地の利用状況等	戸建住宅の敷地として利用されている。														
供 給 処 理 施 設	上水道：有 下水道：有 ガス配管：有 (注) 供給処理施設における「有」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「無」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。														
埋蔵文化財の有無	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定は無い。														
土 壌 汚 染 の 有 無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において土壌汚染の徴表は認定し難い。														
特 記 事 項	敷地北東側に駐車スペースが存する。														

2. 建物の概況及び利用状況等

○物件2

区 分	主である建物：家屋番号1番35	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記）	平成6年11月4日新築
	経過年数	約32年
	経済的残存耐用年数	満了
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	
仕 様	外 壁	サイディング
	内 壁	ビニールクロスほか
	天 井	ビニールクロス、数目天井ほか
	床	フローリング、畳ほか
	設 備	電気、給排水、衛生設備
	そ の 他	なし
	(注) 建物に付属する各種住宅設備については、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明である。	
床 面 積 (現 況)	1階 44.51㎡	
	2階 43.06㎡	延 87.57㎡
現 況 用 途 等	現況用途	居宅
	間 取 り	別添『建物間取図』のとおり
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり	
特 記 事 項	本件建物は空家となっており、全般的に経年劣化が著しく、手入れも行き届いていない。なお、10年ほど前に屋根と外壁を塗り直している。 室内には等しく生活用品が散乱している。 敷地南西端にスチール製物置(動産)が認められる。 本件建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

(1) 土地価格

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	69,300	0.98	212.06	0.90	12,962,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準等）

地価公示 【仙台泉-24】

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{規準とした価格等} \\ 69,000\text{円/㎡} & \times & \frac{100.5}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{100} & = & 69,300\text{円/㎡} \end{array}$$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : ない

◇ 地 域 格 差 : ない

イ 個別格差 : 道路方位 -2 (0.98)

ウ 地 積 : 登記数量

エ 建付減価 : 建物の陳腐化 -10 (0.90)

(2) 建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	200,000	87.57	0.01	175,000

ウ 現価率

経済的耐用年数が満了していることから、物理的損傷の程度や保守管理状況等を考慮の上、現価率を残価率程度の1%と判断した。

2. 評価額の判定

前記により求めた各価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	12,962,000	1.00	0.35	法定地上権	4,537,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：上記物件番号の土地の全範囲とした。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記のとおりと判断した。

(2) 評価額（内訳価格及び一括価格）

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	12,962,000	-4,537,000	1.00	1.00	0.60	5,055,000
2	175,000	+4,537,000	1.00	1.00	0.60	2,827,000
一括価格（合計）						7,882,000

ウ 占有減価修正：修正の必要はないものと判断した。

エ 市場性修正：修正の必要はないものと判断した。

オ 競売市場修正：「評価の条件」記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※ 算定結果については、千円未満四捨五入の処理を行なった。

第6 採用した地価公示標準地等の概要

地価公示標準地 【仙台泉-24】

所 在 : 仙台市泉区北中山1丁目2番13
価 格 : 69,000円/㎡
位 置 : 仙台市営地下鉄南北線「八乙女」駅の西方約6.9km（道路距離）
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 241㎡
供給処理施設 : 上水道有、都市ガス有、下水道有
接 面 街 路 : 南東6m舗装市道
用 途 指 定 等 : 第一種低層住居専用地域、指定建蔽率40%、指定容積率60%
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域

第7 附属資料

1. 位置図（国土地理院「G S I M a p s」）
2. 公図（法第14条第1項地図）
3. 建物図面・各階平面図
4. 土地建物位置関係図
5. 建物間取図

以 上

物 件 目 録

- 1 所 在 仙台市泉区北中山一丁目
 地 番 1 番 3 5
 地 目 宅地
 地 積 2 1 2. 0 6 平方メートル

- 2 所 在 仙台市泉区北中山一丁目 1 番地 3 5
 家屋 番号 1 番 3 5
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 4 4. 5 1 平方メートル
 2 階 4 3. 0 6 平方メートル



地理院地図 GSI Maps

位置図



登記年月日：平成6年11月18日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(仙台法務局管轄)

令和8年5月7日

山形地方法務局

登記官

請求番号：36-2

A4判に縮小

(宮城県土地家屋調査士会)

H16.11.18

建物各階平面図

家屋番号 1番35

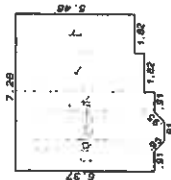
建物の所在 仙台市泉区北中山一丁目1番地35

各階平面図

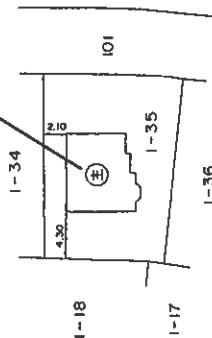
509620

1 階 面積計算表

1	0.910 x 6.370 =	5.796700
2	0.455 x	
3	(6.370 + 6.825) / 2 =	3.001862
4	0.910 x 6.825 =	6.210750
5	0.455 x	
6	(6.825 + 6.370) / 2 =	3.001862
7	0.910 x 6.370 =	5.796700
8	1.820 x 5.915 =	10.765300
9	1.820 x 5.460 =	9.937200
床面積		44.510375
		44.51 m ²



物件2



2 階 面積計算表

1	3.64 x 6.37 =	23.1868
2	3.64 x 5.46 =	19.8744
床面積		43.0612
		43.06 m ²



(不許複製)

作製者

月/日(作製)

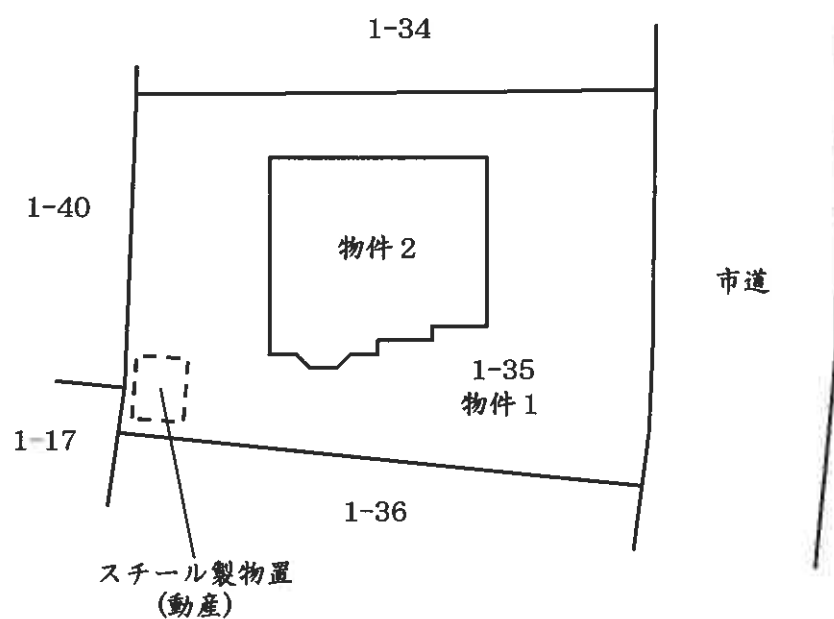
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

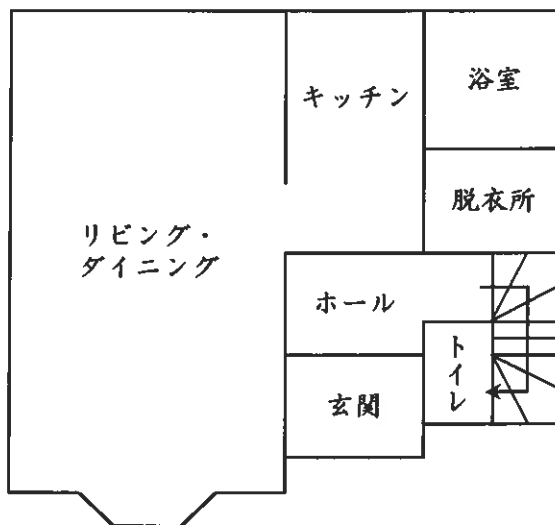
(左向き)

土地建物位置関係図





1 階



2 階

